

1. 会合名	非上場株式等の取引及び私募制度等に関するワーキング・グループ（第 31 回）
2. 日 時	令和 6 年 6 月 25 日（火）15:30～16:20
3. 議 案	1. 意見照会結果を踏まえた Q&A 改訂案について （1）「株式投資型クラウドファンディング業務」に係る Q&A （2）「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に関する Q&A 2. 登録 PTS における店頭有価証券等の取扱いについて 3. J-Ships 規則における金融商品仲介の取扱いについて
4. 主な内容	1. 意見照会結果を踏まえた Q&A 改定案について （1）「株式投資型クラウドファンディング業務」に係る Q&A （2）「特定投資家向け銘柄制度（J-Ships）」に関する Q&A 事務局より、資料に基づき説明が行われた。 2. 登録 PTS における店頭有価証券等の取扱いについて 事務局より、資料に基づき説明が行われた。 3. J-Ships 規則における金融商品仲介の取扱いについて 事務局より、J-Ships 規則における金融商品仲介の取扱いについて、資料に基づき説明が行われた後、大要以下のとおり自由討議が行われた。 【コメント・質疑応答要旨】 ➤ 資料 3 の 4 頁においても指摘されていたが、登録金融機関は取扱協会の指定が必要だけれども、金融商品仲介業者は取扱協会の指定が不要で協会 HP でも公表されないということについて、指定の受けていない金融商品仲介業者が行う J-Ships に係る勧誘が、詐欺的なものでないという区別をつける方法があるのか。取扱協会として公表されていることが信頼性を担保していると考えていたため、投資家が、指定を受けていないために公表されていない金融商品仲介業者が本当に J-Ships 銘柄を取扱っているのかを確認できるような措置が必要なのではないか。 →端的に回答を示すことは難しいが、金融商品仲介業者は自主規制規則の対象外ということを出発点に、J-Ships 規則においても証券会社が金融商品仲介業者に投資勧誘を委託する場合における指導・監督の規定を設ける運びとなっている。ご指摘の件については、J-Ships に限らず、証券会社からの委託を受けていない業務を金融商品仲介業者が行うことはあり得るため、どの範囲まで議論すべきかということも含めて今後の課題とさせていただきたい。 以 上
5. その他	特になし ※ 本議事要旨は暫定版であり、今後、内容が一部変更される可能性があります。
6. 本件に関する問合せ先	自主規制本部 エクイティ市場部（03-6665-6770）